諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成28年10月19日(平成28年(行情)諮問第628号) 答申日:平成30年2月26日(平成29年度(行情)答申第471号)

事件名:平成28年度ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画書等

評価結果の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画書等評価結果」(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成28年4月22日 付け厚生労働省発健0422第10号により行った一部開示決定(以下 「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

不開示として決定は「企画書等評価結果」のうち①「国家公務員以外の委員の氏名」と②「採点内容」である。

まず①については、次のような理由で異議を申し立てるものである。不開示決定の理由とする解釈は正当な情報不開示の理由となっていない。何故ならば、法 1 条に示された法の目的には情報開示は「国民主権の理念にのっと」っているものであり「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と謳っている。したがって、個々の条文の解釈は、上記の 2 つの理念に則って行われなければならないものであって、行政官庁が形式に拘り狭義に解釈し運用をすれば、法は情報不公開法となって法の拠って立つ理念に反することになる。とりわけ、法 5 条 1 号及びただし書きイからハの文言を文理解釈すれば、極めて限られた場合でなければ個人情報の公開が限定されており、個人情報の開示によってその個人のいかなる利益が

侵害されるかという実質的な評価をもとめない。

しかし、企画評価委員の情報は国家公務員であろうとなかろうとその 立場に違いはないから、国家公務員であるから開示の対象になり公務員 でないから開示の対象にならないというものではない。また、企画評価 委員の氏名が明らかになると不当な圧力がかかるという根拠も具体的な 根拠をもって示されていない。むしろ、法1条によれば、国民主権の理 念の要請によって、行政の有する諸活動の国民に説明する責務を全うす ることが求められ、それが国民の的確な理解と批判の下に公正で民主的 な行政の推進に資するとしているのであり、国民が企画評価委員の氏名 を知ることが公正を損ない公募事務の適正な運営の遂行に支障を及ぼす おそれがあるという認識は法の法目的に反するだけでなく、情報をいた ずらに国民に公開しないことによって却って企画評価委員会は国民にと ってはブラックボックスになり、公平・公正に審査されたのかどうかに ついての疑念を生じさせることになりかねない。

またこうした扱いは、厚労省及びその業務を受任している地方自治隊 (原文ママ)の実態とも反している。たとえば、厚労省の労働政策審議 会及び部会は委員の名前を公表しているし、環境省の水俣病認定審査会 のような厳しい対立があり圧力の及ぶ恐れのありそうな審査会でも、委 員の名前を公開しており、したがって、企画評価委員の氏名の不開示決 定は、同じ情報公開法の下でもまったく別の扱いがなされている。また、 各種委員会、審議会の委員の氏名の公表と議事録の公開は、国だけでな く地方自治体でも捕録(原文ママ)行われており、公表することによっ てはじめて公平性・公正性が保障されるという法及び時代の要請にも反 している。国の機関である審議会への参加は、国家公務員以外の者であ っても責任の重い公的な仕事を引き受けたのであって、個人のプライバ シーの領域ではまったくなく、氏名の公表はそれが不当な圧力を受ける という具体的な根拠のない限り、認められなくてはならない。

以上の理由から、不開示決定を取消し、開示するよう求めるものである。

次に②については、次の理由によって異議を申し立てるものである。 不開示決定理由によると、法 5 条 5 号及び 6 号を根拠に、採点内容を 公開すると「率直な意見の交換や公正であるべき公募手続に係る意思決 定の中立性が不当に損なわれ、今後行われる同様の公募事務の適正な遂 行に支障をおよぼすおそれがある」 と述べている。

しかし、5号は「おそれ」のある場合に限って不開示とするものであって、法の理念を挙げる間でもなく、情報公開を促進する法目的に沿えば情報は極力開示すべきものであって、例外として認められる場合の要件である「おそれ」については、その存在の証明が必要であり、抽象的

な「おそれ」の指摘では不十分である。また、本企画書等評価結果に記載されている情報は6号のイからホのいずれにも該当しない。

さらに、企画書等評価による採点内容によって国立ハンセン病資料館の指定管理者をどの団体にするかが決定するのであり、どのような経緯によって採点が行われ受託者が決定されたのかについての情報がガラス張りにされなければ、その決定が公平・公正に行われたという国民の信頼が得られることはない。中立性、公正性は密室で行われることによって保障されるものではない。また、委員は重い責任の下に公的な仕事を引き受けたのであり、密室でなければ率直な意見交換が保障されないのも中立性が損なわれるわけでもなく、公開を前提にすることによって発言にも立場にも責任が全うされるのであり、不開示決定の示す理由は役所の一方的な論理であって主権者としての国民の論理を無視したものと言わなければならない。したがって、採点内容の不開示決定は、法の拠って立つ理念及び法目的に反した恣意的な決定であり、開示するようも留める(原文ママ)ものである。

(2) 意見書

ア 本件不開示決定内容

厚生労働省に本件開示請求をした「ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画等評価結果」について開示請求を行ったところ、「ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画競争に参加した各法人から握出された企画書について審査項目毎に評価した採点結果が各法人、各表会員毎(原文ママ)に一覧表形式で記載されている」(以下、厚労省の主張箇所は諮問628号理由説明書から引用)という理由によって、国家公務員以外の委員の氏名、落札した法人以外の法人名及び採点内容については法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きを根拠に不開示とする決定が行われた。

この不開示決定は法の解釈を誤った我々の到底受け容れられない理由による決定であり、承服することはできない。その理由をいかに示すものである。

イ 法の法目的について

上記解釈は正当な情報不開示の理由となっていないだけでなく、法 のそもそもの法目的を理解していないと言うべきである.

法1条に示された法の目的は情報開示は「国民主権の理念にのっと」っているものであり「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と謳っており、個々の条文の解釈に当たってはその指針となるべきものである。

法5条は上記の本法の法目的に従い行政文書の開示義務を定めた条 文であり、例外的に不開示される場合を定めた列挙規定の解釈に当 たっては形式的な理由ではなく、開示することによりいかなる不利 益が生じるかについて十分に説得的な理由が示される必要がある。

ウ 国家公務員以外の氏名について

(ア) 法5条1号該当性について

厚生労働省が企画等評価結果のうち国家公務員以外の委員の氏名について不開示としている情報(以下,「本件不開示情報1」という。)の理由は法5条1号本文に該当しイからハのいずれにも該当しないというものである。しかし,他方,当該企画等評価委員のうち国家公務員の氏名及び役職(肩書き)については開示請求に応じて開示されているところである。

- a 企画等評価委員の情報は国家公務員であろうとそうでなかろうと、個人情報であることに違いはないから、企画等評価委員のうち国家公務員の個人情報は不開示にする必要がなく、国家公務員ではない委員についてのみ5条1号に該当し不開示にするというその相違の理由については一切明らかにしていない。
- b 第1の理由として挙げているのは、本件不開示情報1が法5条 1号イに該当するものである。すなわち「これを広く一般に公表 する旨の法令の規定があるものではなく、企画書の評価の公正さ を確保する観点から、ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に 係る企画競争を実施するに当たり、委員会の構成等を定めた「ハ ンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画等評価委員会設 置要領」に公表に関する記載はなく、また、公表した辞令(原文 ママ)もないことから、法令の規定により又は慣行として公にさ れ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号た だし書きイに該当しない」というものである。

しかし、上記で示された理由は以下の諸点において法の解釈を 誤ったものである。

第1に、法5条1号ただし書きイは同号本文に該当し、不開示とする個人情報に当たる情報であっても不開示にすべきでない理由として挙げられているものである。すなわち法5条1号ただし書きイによれば、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であれば、同号に該当する個人情報であっても開示することが求められるというものであって、それに該当しないことが不開示理由になるというものではない。したがって、法令の規定によって公にすることが規定されていない場合であっても、慣行として公にさ

れていない場合であっても、又は公にすることが予定されていない情報であっても、5条1号に該当しなければ公にしない情報には当てはまらない。

第2に、厚生労働省はただし書きイに該当するはずの国家公務員の個人情報については開示しており、その根拠は甚だ矛盾した言い分でしかない。そうした恣意的な解釈はただし書きイに留まらず、すでに上記 a で述べたとおり、法 5 条 1 号は国家公務員であるか否かを区別していないことから、国家公務員である委員であっても国家公務員ではない委員であっても同号の特定の個人を識別することができる情報であることには何ら変わりはないのであって、公にするとによって個人の権利利益を害するおそれがあることを証明できない限り開示することが求められるべきものである。

しかも本件開示請求に対し、国家公務員の個人情報について厚 労省は開示決定をしているのであるから、異なる決定の根拠を 示すとこもなく単にただし書きイをもって、国家公務員の以外 の企画評価等委員についてのみ不開示理由とすることは自己矛 盾も甚だしいと言わざるを得ない。

c 第2の理由として挙げているのは、「委員による企画書の評価は、国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定に特化したものであり、本件不開示情報1が直ちにハンセン病元患者等の「生命、健康、生活又は財産」の保穫に影響を及ぼす事情は認められないことから、同号ただし書き口にも該当しない。」というものである。

この理由は上記a及びbと同様、口に該当しないことが不開示の理由となるというものであって、上記解釈は法条文の解釈を間違ったものである。また、もしその理由を正当化するのであれば、国家公務員の個人情報であっても同様の主張によって不開示にしていない異なった判断をしていることとまったく辻褄が合わない。

そもそも、我々が国立ハンセン病資料館の業務受託者を選定する企画等評価委員の情報開示を求めている理由は、国立ハンセン病資料館は我々ハンセン病患者であった者が国の誤った強制隔離政策によって受けた受難の歴史をしっかりと明示し、現在及び後世の国民に残す貴重な施設であってその選定に当たって誰が選定をし、どのような評価基準に沿って公正な判断がなされたのかを我々がもっとも知るべき立場にあるからであって、国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定に特化したに過ぎず、

ハンセン病元患者等の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼす事情にないという理由は、「ハンセン病隔離放策の歴史」を残すことが我々ハンセン病元患者にとって、生命、健康又は財産の保護と同等の価値を有するものであってそれ以下ではないという国立ハンセン病資料館の運営委託先の選定が国立ハンセン病資料館の存続にとって重要な意義をもつことを軽視した姿勢を伺わせるものとして怒りさえ覚えるものであることを付記しておきたい。

d 第3の理由として、国家公務員ではない外部委員の個人情報は 法5条1号ただし書きハに該当しないというものである。

この理由も、上記 a 及び b ですでに示したように法 5 条 1 号ただし書きの条文解釈を誤った解釈に基づくものであり、ただし書きは不開示理由を明記した同号本文に当てはまったとしても、開示すべき対象を列挙したものであって、該当しないことを直ちに不開示の理由としているものではない。厚生労働省が明記しなければならないのは、すでに繰り返し述べているように法5条1号に国家公務員の個人情報は該当しないという立場に立ちながら、なぜ外部委員の個人情報のみが不開示理由に該当するのかという根拠であって、そのことにはひと言も言及をせず「不開示とした委員はすべて外都有識者であり、公務員等ではないため、同号ただし書きハにも該当しない。」とするのは、法条文の解釈を誤っているだけでなく、極めて不誠実な姿勢であると言わざるを得ない。

(イ) 法5条5号及び6号柱書き該当性について

本件不開示情報1を法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当するとする理由は「委員に対し、企画競争参加者等の利害関係者等から、企画競争の結果が自己に有利となるよう不当な接触、働きかけや圧力がかけられ、又は委員がそうした不当な接触等を危倶することにより、委員会における率直な意見の交換や公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」であるというものである。

しかし、この理由は本件開示請求の趣旨をまったく誤解している か故意に曲解しているものであるとしか言いようがない。何故なら ば、本件開示請求はすでに国立ハンセン病資料館の運営委託先の決 定が終わり、平成28年度の国立ハンセン病資料館の運営が業務受 託者によって行われている時点で行っているものである。上記理由 で挙げられている「おそれ」は、国立資料館の業務委託先を公募し、 審査が行われる時点か行われている時点を前提にしたものであって、 すでに審査が終了し、業務受託者が公表されたあとについてはまっ たく当てはまらない。したがって、企画等評価委員の個人情報が開 示されても上記「おそれ」の生じる余地はあり得ない。

また法 5 条 5 号の趣旨は本来、そうした「おそれ」がなくなった と解される時点で速やかに開示されるべき情報であって、その解釈 に当たって「おそれ」が現になくなった場合にまで不必要に拡大さ れるべきものではない。

(ウ) 厚生労働省の不開示決定について

上記(ア)から(イ)で述べてきたように、本件不開示決定は根拠のないものであって、貴審査会におかれては法の趣旨に沿って厳正な審査の上、厚生労働省が行った本件不開示決定の取消とする裁決を出されることを求めるものである。

エ 落札した法人以外の法人名について

(ア) 法 5 条 2 号イ該当性について

- a 厚生労働省が企画等評価結果のうち、落札した法人以外の法人 名について不開示としている情報(以下「本件不開示情報2」と。 いう。)の理由は、同号ただし書イに規定する「法人その他の団 体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であ って,公にすることにより,当該法人等又は当該個人の権利,競 争上の地位その他正当な利益を害する」に定める情報に該当する ことについて、「一般に、事業者にとって、どのような公募事業 に応募したかという情報は公にする情報ではなく、ましては選定 されなかったという情報は秘匿すべき情報であると考えられる。 /本件不開示情報2は、これを公にした場合、他の競合する事業 者等から当該法人の弱みを把握され,自己の事業展開等を推測さ れる等、当該法人が経営上の不利益を被るおそれがあり、また、 第三者に対しても、当該公募事業における当該法人の評価にとど まらず、他の関連事業の遂行能力等に対する評価や当該法人全体 の評価まで低下されるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イ の不開示情報に該当する。」とするものである。
- b しかし、理由説明書3(3)では上記のように一般論を縷々述べて不開示理由を示しているように、国立ハンセン病資料館の業務運営の特殊性については何も触れるところがない。そのことを敢えて避けて一般論から不開示決定の根拠を説明しようとしていることに無理がある。どんなに言葉を労しても、それは国立ハンセン病資料館の業務委託の競争入札に応募した法人名(個人とし

て受託することは業務の性質上,ありえない)をすべて開示することを拒む本件不開示情報2の理由とは異なる一般論として仮定した上で成りたつ法人の権利,続争上の地位その他の利益であるにすぎない。

その理由は第1に、そもそも国立ハンセン病資料館は我が国のハンゼン病施策とその被害の歴史を辿り、その歴史資料を保存し、展示するという博物館機能をもった施設であり、その業務運営には専門職としての学芸員もスタッフとして必要とするなど、専門的な知識と能力を必要とするのであって、それだけの知職と能力をもって業務委託の公募に応募する法人の数は限られているということである。

第2に、国立ハンセン病資料館の業務はその性格上、他に同種の機能をもつ公的博物館は存在せず、受託する法人にとっては本業とはまったく異なるノウハウを必要とする業務となる。また、法人の本来の事業運営とは性格をまったくことにするだけでなく、さらに業務運営を受託することによって得られる委託料が法人の本業として利益を賄うことを期待することはできない。したがって、国立ハンセン病資料館の業務受託をすることによってその社会貢献が法人の評価をささやかに得ることはあっても、本業の競争上の評価を左右する営業上の決定的な不利益を被ることはあり得ない。

上記の2点を改めてまとめると、国立ハンセン病資料館は我が 国唯一無二の存在であり、その業務運営のノウハウは特別なも のであって、応募事業者の本来の業務とはまったく無関係であ ることから、公募に応募した業者名が公表されても落札業者に とっても選定されなかった業者にとっても、①そもそも国立ハ ンセン病資料館の業務運営を事業として競合する事業者は存在 しない。②当該法人の本来業務の弱みを把握されることもない。 ③自己の事業展開等を推測される等、当該法人の経営上の不利 益を被るおそれもない。④選定から漏れたとしても、国立ハン セン病資料館の業務運営と異なる他の事業の遂行能力等に対す る評価や当該法人全体の評価まで低下させるおそれもない。⑤ 当該法人の権利、競争上の地位に直接影響を与える余地はなく、 したがって正当な利益を害するおそれもない。

すなわち、理由説明書で列挙されている一般論による落札業者 名が開示されることによる法人の不利益は、我が国で唯一無二 の存在であるという国立ハンセン病資料館の特殊性をまったく 無視した非現実的な仮定の中で導き出されたものである。 c また、国立ハンセン病資料館の業務委託は1年の期限付きであ って、毎年、次年度の業務委託について公募が行われる。しかも、 上記に挙げた国立ハンセン病資料館の特殊性及び業務運営のノウ ハウも専門性が求められることから、誰でも業務運営が行えるも のではなく公募に応じる法人の数は極めて限定的な数に限られる。 そのことはこれまでの国立ハンセン病資料館の業務委託の公募状 況の実績が疑問の余地なく証明しているだけでなく, 今後も十分 に推定しうるものである。その中で生じうることは、ある年度に 落札した業者も翌年度に再び落札できるわけではなく、選定から 漏れた難者が翌年度の公募の際に落札できる可能性は十分にある ということである。その意味するところは、数少ない法人事業者 の間で国立ハンセン病資料館の業務運営を受託するために専門知 織や能力を切磋琢磨することが生じるのであって、落札した法人 だけでなく選定から漏れた法人もその法人名が情報公開されてこ そ,競い合う法人同士の間で公明正大なよりよい業務運営能力を 向上させる競争が成立するということである。

したがって、応札した業者名をすべて公開することは、落札しようとする当事者間での競争上の不利益が生じるのではなく、それが利益となることは明らかである。国立ハンセン病資料館の業務運営という限定された公募にとって情報が開示されることによる選定から漏れた法人の不利益について、理由説明書は何ら説明責任を果たしていない以上、この点からも厚労省の不開示決定には説得的な根拠が示されたとは言えない。なお、国立ハンセン病資料館の競争入札上の競合する法人間の利益は後述の「採点内容の公表」とも結びつくので、dとすべき第3の理由は項を改めてオ(ア)dで意見を述べる。

d オ(ア) dと同旨のため省略

(イ)以上、aからdについては(dについてはオ(ア) dを参照)から、一般論を前提とした競争事業者である法人の不利益の可能性を、国立ハンセン病資料館の業務運営の受託業務における競争事業者に当てはめることが誤りであること、国立ハンセン病資料館という特別な存在の歴史博物館の業務委託に限定した上で、厚生労働省が挙げた不開示理由は法人の不利益とはならないばかりか、開示することによって競争上の利益が生まれる蓋然性のあることを論証した。したがって、5条2号イに該当するという本件不開示情報2の開示による影響については非開示とする理由に具体性を欠いたものであり、その根拠とはなりえないと言わざるを得ない。

本件不開示決定は根拠のないものであって、貴審査会におかれて

は法の趣旨に添って厳正な審査の上、厚生労働省が行った本件不開示決定の取消とする裁決を出されることを求めるものである。

オ 採点内容について

- (ア) 法5条5号及び6号柱書き該当性について
 - a 厚生労働省が企画等評価結果のうち、採点内容について不開示としている情報(以下「本件不開示情報3」という。)の理由は、「これを公にするとした場合、委員に対し企画競争等参加者等の利害関係者等から、その採点に関しいわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力をかけられ、自己に有利となるよう企画競争のやり直しを不当に要求され、または委員がそのような不当な圧力等を危惧することにより、公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行についても支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当する。」というものである。
 - b 本件国立ハンセン病資料館の業務委託の公募に係る審査に供される採点内容というものは、応募者が提出する委託業務内容に関する計画書に対して、企画評価委員会において予め定められたいくつかの採点基準に沿っての各委員が評価した結果を総合したものを指すものである。採点基準が恣意的に決められたものでない限り、その採点基準に添って応募者が国立ハンセン病資料館の業務運営の能力が各項目に従って客観的に判断されるものであり、その採点結果は公正・公平なものとなるはずである。すなわち、企画等評価委員は国家公務委員(原文ママ)であろうとなかろうと、その職責上そうした判断基準に沿って自らの見識をもって採点をすることが義務付けられているものである。

また上記工(ア) c ですでに述べたとおり,我が国の強制隔離政策の歴史資料を保存し,展示するという国立ハンセン病資料館の特殊な性格からその業務運営を担う能力のある法人が限られていると判断される以上,本件公募に応札する法人の数も少なく,厚生労働省が不開示理由として挙げる中に記載されている「企画競争参加者等の利害関係者等」と称される不当な圧力等をかけるものが相当数存在するとは考えにくい。また,企画等評価委員会委員に選定された委員は,万が一そうした不当な圧力や誘いがあったとしても中立な立場で職責を全うする責任もまた求められている職務であって,本件不開示情報3に挙げられた理由は殊更に不正が行われることを想定していると言わざるを得ない。

- c さらに本件対象である「平成28年度ハンセン病対策(資料館 運営等委託分)に係る企画書等評価結果」は、企画等評価審員会 の委員名及び採点基準、採点結果はすでに落札した法人名が公表 された後に開示請求をしたものであって、企画競争参加者が委員 の個人情報や採点基準、採点結果のいずれを知り得てもが公表さ れた結果を覆す手立ては存在していない以上、本件不開示情報3 に挙げられた理由の多くはまったく見当外れなものといわざるを 得ない。
- d 本件国立ハンセン病資料館の業務委託の公募に応札する数少ない事業者は、たとえ落札した法人であろうと選定から漏れた法人であろうと、翌年度の公募に公平に応募資格がある。上記 c で述べたとおり、毎年の国立ハンセン病資料館の業務委託を競い合う事業者にとって、自らの一年間の業務委託に応じた企画書がどのような採点基準によってどのように評価されたのかは、お互いが切磋琢磨してその能力をより高めるための重要な情報であり、その情報を公開することは不開示理由として挙げられた不当な圧力が生じるという不確かな根拠以上に、有益な結果を生じさせるものであることは間違いない。
- e さらに、我々が本件情報の開示を求めたのは、公募による入札 の審査が公平・公正に行われたか杏かを検証するためであり、企 画書等評価委員会の委員、審査基準、審査結果がまったく情報公 開されない伏魔殿であったならば、いずれかの応募者に有利にな るように恣意的に企画等評価委員が選定されることになっていないか、恣意的に採点基準が決められていないか、恣意的に採点基準が決められていないか、恣意的に採点結 果が集計されていないかという危惧は厚労省が示した開示することによって生じうるとする弊害の危惧よりも、より一層重大な危惧である。厚生労働省は、情報公開がそうした主権者としての国民の知る権利を保障し、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを求めている法の趣旨にこの際もう一度立ち戻るべきである。
- (イ)以上、上記(ア)のaからeに挙げた理由によって、不開示となった本件不開示決定3の採点結果の根拠は、採点結果を公開することによってこそ企画書等評価委員会による国立ハンセン病資料館の業務委託の公募による落札結果の公正さが保障されるというもっとも重要な情報公開制度の意義をまったく顧みない恣意的な理由であるといわざるを得ない。

したがって,本件不開示決定は根拠のないものであって,貴審査会におかれては法の趣旨に添って厳正な審査の上,厚生労働省が行

った本件不開示決定の取消とする裁決を出されることを求めるものである。

また、我々が審査請求を求める理由書の中で、厚労省の労働審査 審議会及び部会,さらには環境相(原文ママ)の水俣病認定審査会 のようなその審査の結果が請求者に大きな結果をもたらすような事 情のある審査会でも委員の氏名を公表している事実を指摘したこと に対して、厚生労働省はまったく歯牙にもかけなかった。しかし、 ハンセン病問題に関して付け加えれば、最高裁は特別法定に関する 調査・検討に当たって有識者委員会を設置したが、設置に当たって 委員の氏名は公表されていた。役所が国及び地方公共団体に至るま で設置するさまざまな会議体があり、外部委員も数多くその中には 含まれるが、多くは委員名が公表され、また議事録も公表されてい るのが今日の趨勢である。それは法に規定されているように、国民 主権にもとづく民主主義国家にあっては情報は国民のものであり、 行政は国民に情報を開示する義務を負っているからである。したが って、政府機関は恣意的に情報を秘匿することは許されず、できう る限り開示するという姿勢に立つべきであって,本件不開示決定は そうした信頼を揺るがすものであると言わざるを得ない。

力 付記

国立ハンセン病資料館は国の誤った強制隔離政策によって甚大なる被害を受けた我々ハンセン病元患者の人生被害を教訓として残すものであることから、特定団体は国立ハンセン病資料館の運営がいかに行われるかについては、第三者の立場に立つものではなく、ハンセン病元患者の当事者代表として当然にもっとも利害関係を持つ立場にあって、その運営に対して意見を述べる権利を有する者である。

本来、企画等評価委員の一員として選ばれでも何らおかしくない立場の我々が国立ハンセン病資料館の業務委託がどのように行われたのかの検証を目的として、第三者の立場に立って開示請求した本件開示請求に対して、厚生労働省がかたくなにその開示を拒否する姿勢を持ち続けることがいかに不当な姿勢であるかということも、そしてその我々が怒りを深く心の中にもって厚生労働省の不開示の審査請求を改めて情報公開・個人情報保護審査会に求めていることも貴情報公開・個人情報保護審査会には理解頂きたいということを最後に付記して意見書とする。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 本件審査請求人は、平成28年3月28日付けで処分庁に対して、法 3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを 不服として、同年7月20日付け(同月22日受付)で本件審査請求を 提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法の適用条項を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに改めたうえで、原処分は結論として妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、「平成28年度「ハンセン病対策事業(資料館運営等委託分)」に関わる競争入札による契約候補者の選定にあたった際の選考の過程と結果を示した文書」に関して行われたものであり、選考の過程と結果を示した文書については「平成28年度ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画書等評価結果」に記載されていることから、当該文書を本件対象文書として特定した。

本件対象文書は、ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画 競争に参加した各法人から提出された企画書について審査項目毎に評価 した採点結果が各法人、各評価委員毎に一覧表形式で記載されている。

(2) 原処分における不開示部分について

原処分においては、国家公務員以外の委員の氏名(本件不開示情報1),落札した法人以外の法人名(本件不開示情報2)及び採点内容(本件不開示情報3)(以下、併せて「本件不開示情報」という。)を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 国家公務員以外の委員の氏名について

(ア)法5条1号該当性について

本件不開示情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を 識別することができる情報に該当するため、法5条1号に該当し、 かつ、以下のとおり同号ただし書イからハまでのいずれにも該当し ない。

本件不開示情報1は、これを広く一般に公表する旨の法令の規定があるものではなく、企画書の評価の公正さを確保する観点から、ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画競争を実施するに当たり、委員会の構成等を定めた「ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画等評価委員会設置要綱」に公表に関する記載はなく、また、公表した事例もないことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書イには該当しない。

また、委員による企画書の評価は、国立ハンセン病資料館の運営 委託先の選定に特化したものであり、本件不開示情報1が直ちにハ ンセン病元患者等の「生命、健康、生活又は財産」の保護に影響を 及ぼす事情は認められないことから、同号ただし書口にも該当しな い。

さらに、委員会の構成は、委員長を外部有識者とするとともに、 利益相反に配慮のうえ、委員の5人中3人が外部有識者となってい る。原処分において不開示とした委員はすべて外部有識者であり、 公務員等ではないため、同号ただし書ハにも該当しない。

(イ) 法5条5号及び6号柱書き該当性について

本件不開示情報1は、これを公にするとした場合、委員に対し企画競争参加者等の利害関係者等から、企画競争の結果が自己に有利となるよう不当な接触、働きかけや圧力をかけられ、または委員がそうした不当な接触等を危惧することにより、委員会における率直な意見の交換や公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号柱書きの不開示情報に該当する。

(ウ)以上のことから、本件不開示情報1は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 落札した法人以外の法人名について

(ア) 法5条2号イ該当性について

法5条2号イは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示の条件としているが、この規定における「競争上の地位」とは「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位」、「その他正当な利益」については「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むもの」と解されている。(「詳解情報公開法」「総務省行政管理局編1)

一般に、事業者にとって、どのような公募事業に応募したかという情報は公にする情報ではなく、ましてや選定されなかったという情報は秘匿すべき情報であると考えられる。

本件不開示情報 2 は、これを公にした場合、他の競合する事業者 等から当該法人の弱みを把握され、自己の事業展開等を推測される 等、当該法人が経営上の不利益を被るおそれがあり、また、第三者 に対しても、当該公募事業における当該法人の評価にとどまらず、 他の関連事業の遂行能力等に対する評価や当該法人全体の評価まで 低下させるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正 当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に 該当する。

(イ)以上のことから、本件不開示情報2は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 採点内容について

(ア)法5条5号及び6号柱書き該当性について

本件不開示情報 3 は、これを公にするとした場合、委員に対し企画競争参加者等の利害関係者等から、その採点に関しいわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力をかけられ、自己に有利となるよう企画競争のやり直しを不当に要求され、または委員がそのような不当な圧力等を危惧することにより、公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行についても支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ)以上のことから、本件不開示情報3は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「企画評価委員の情報は国家公務員であろうとなかろうとその立場に違いはない」、「厚労省の労働政策審議会及び部会は委員の名前を公表しているし、環境省の水俣病認定審査会のような厳しい対立があり圧力の及ぶ恐れのありそうな審査会でも、委員の名前を公開」、「どのような経緯によって採点が行われ受託者が決定されたのかについての情報がガラス張りにされなければ、その決定が公平・公正に行われたという国民の信頼が得られることはない」との主張を行っているが、本件不開示情報の不開示情報該当性は上記(3)で示したとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分は結論として妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年10月19日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月10日 審議

④ 同月21日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 平成29年9月14日 本件対象文書の見分及び審議

- ⑥ 平成30年1月25日 審議
- ⑦ 同年2月22日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及び口に該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問 庁は、法の適用条項を法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに改めた 上で原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結 果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 国家公務員以外の委員の氏名について
 - ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(3)ア)において、以下のとおり説明する。
 - (ア) 法5条1号該当性について

当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができる情報に該当するため、法 5 条 1 号に該当し、かつ、以 下のとおり同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

当該部分は、これを広く一般に公表する旨の法令の規定があるものではなく、企画書の評価の公正さを確保する観点から、ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画競争を実施するに当たり、委員会の構成等を定めた「ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画等評価委員会設置要綱」に公表に関する記載はなく、また、公表した事例もないことから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、法5条1号ただし書イには該当しない。

また、委員による企画書の評価は、国立ハンセン病資料館の運営 委託先の選定に特化したものであり、当該部分が直ちにハンセン病 元患者等の「生命、健康、生活又は財産」の保護に影響を及ぼす事 情は認められないことから、法5条1号ただし書口にも該当しない。

さらに、委員会の構成は、委員長を外部有識者とするとともに、 利益相反に配慮のうえ、委員の5人中3人が外部有識者となってい る。原処分において不開示とした委員はすべて外部有識者であり、 公務員等ではないため、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

(イ)法5条5号及び6号柱書き該当性について

当該部分は、これを公にするとした場合、委員に対し企画競争参加者等の利害関係者等から、企画競争の結果が自己に有利となるよ

う不当な接触,働きかけや圧力をかけられ、または委員がそうした 不当な接触等を危惧することにより、委員会における率直な意見の 交換や公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号柱書きの 不開示情報に該当する。

イ 以下、検討する。

(ア) 法5条1号該当性について

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当該部分は、厚生労働省健康局長から委嘱された委員の氏名であり、「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」(平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議資料)において準用する「審議会等の整理合理化に関する基本計画」(平成11年4月27日閣議決定)の別紙3において、「審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。」とされていることや、ハンセン病対策(資料館運営等委託分)に係る企画等評価委員会の性格等を踏まえると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

(イ) 法5条5号及び6号柱書き該当性について

当該部分は、平成28年度事業にかかる契約候補者の選定のために委嘱された国家公務員以外の委員の氏名であり、上記(ア)のとおり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから、これを公にしても、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められず、また、公募事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

(ウ) したがって、当該部分は、法 5 条 1 号、 5 号及び 6 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 落札した法人以外の法人名について

ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(3)イ)において、法5条 2号イ該当性について以下のとおり説明する。

一般に、事業者にとって、どのような公募事業に応募したかという情報は公にする情報ではなく、ましてや選定されなかったという情報は秘匿すべき情報であると考えられる。

当該部分は、これを公にした場合、他の競合する事業者等から当該 法人の弱みを把握され、自己の事業展開等を推測される等、当該法 人が経営上の不利益を被るおそれがあり、また、第三者に対しても、 当該公募事業における当該法人の評価にとどまらず、他の関連事業 の遂行能力等に対する評価や当該法人全体の評価まで低下させるお それがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため、法5条2号イの不開示情報に該当する。

イ 以下、検討する。

当該部分は、本件業務の競争入札に応札したものの落札できなかった法人の名称であり、これを公にすると、当該法人がどのような契約に応札し、落札できなかったかが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)採点内容について

ア 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(3)ウ)において、法5条 5号及び6号柱書き該当性について以下のとおり説明する。

当該部分は、これを公にするとした場合、委員に対し企画競争参加 者等の利害関係者等から、その採点に関しいわれのない誹謗・中傷や 脅迫等の不当な圧力をかけられ、自己に有利となるよう企画競争のや り直しを不当に要求され、または委員がそのような不当な圧力等を危 惧することにより、公正であるべき公募手続きに係る意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれがあり、今後行われる同様の公募事務の 適正な遂行についても支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及 び6号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 以下、検討する。

(ア) 各法人の「合計」欄について

当該部分は、各法人に対して各委員が採点した審査項目ごとの合計点及びその合計点並びに平均点にすぎず、これらを公にしても、 率直な意見の交換、公募手続に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行について 支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号及び6号柱書きのいずれに も該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分について

その余の部分には、各法人に対する各委員の審査項目ごとの採点 及びその合計点が記載されており、上記(1)において委員名を開 示すべきとしていることから、これらを公にすると、委員が企画競争参加者等の利害関係者等からの批判等を恐れ、公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められるとともに、そのような事態の発生は、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行についても支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 5 号 について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及び口に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条1号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別紙

- 1 国家公務員以外の委員の氏名
- 2 各法人の「合計」欄